

岩手県告示第323号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和7年5月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
遠野市	当該市町村で定める場所	令和7年6月16日から同月20日まで
八幡平市	〃	令和7年7月1日から同月4日まで
岩手町	〃	令和7年7月7日から同月8日まで
滝沢市	〃	令和7年7月9日から同月10日まで
岩泉町	〃	令和7年7月14日（午後）から同月16日（午前）まで
洋野町	〃	令和7年7月22日（午後）から同月24日まで
軽米町	〃	令和7年7月25日
二戸市	〃	令和7年7月28日（午後）から同月31日まで
久慈市	〃	令和7年8月18日（午後）から同月22日（午前）まで
九戸村	〃	令和7年8月26日
葛巻町	〃	令和7年8月27日から同月28日（午前）まで

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター